

議会基本条例について

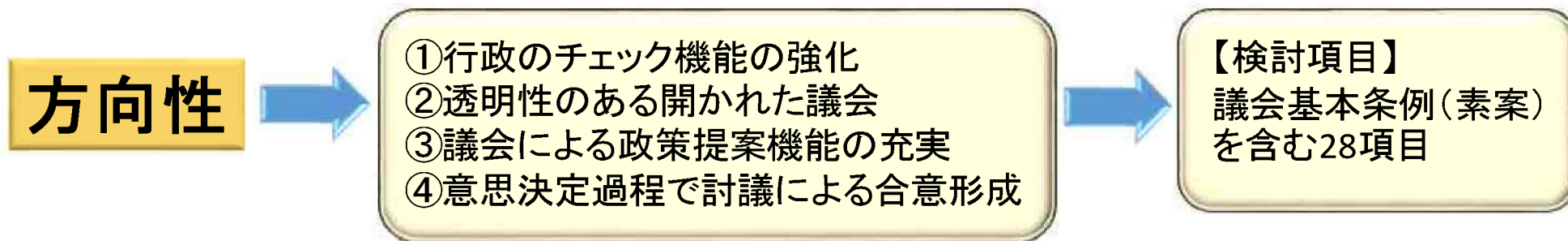
～開かれた議会に向けて～

平成26年11月

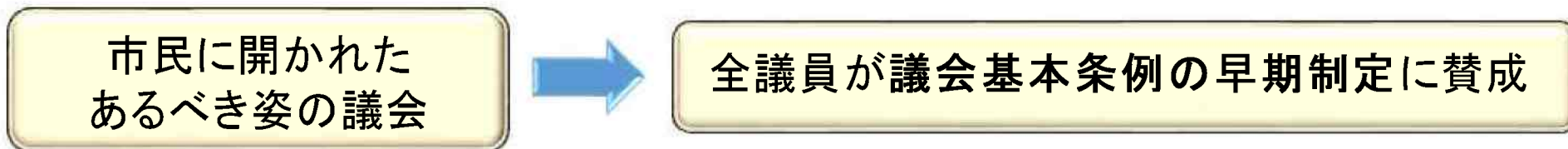
 江田島市議会 第1回報告会

(1) 議会基本条例制定の経緯

- 平成23年6月定例会 議会改革特別委員会の設置(以降、2年間で26回開かれる)

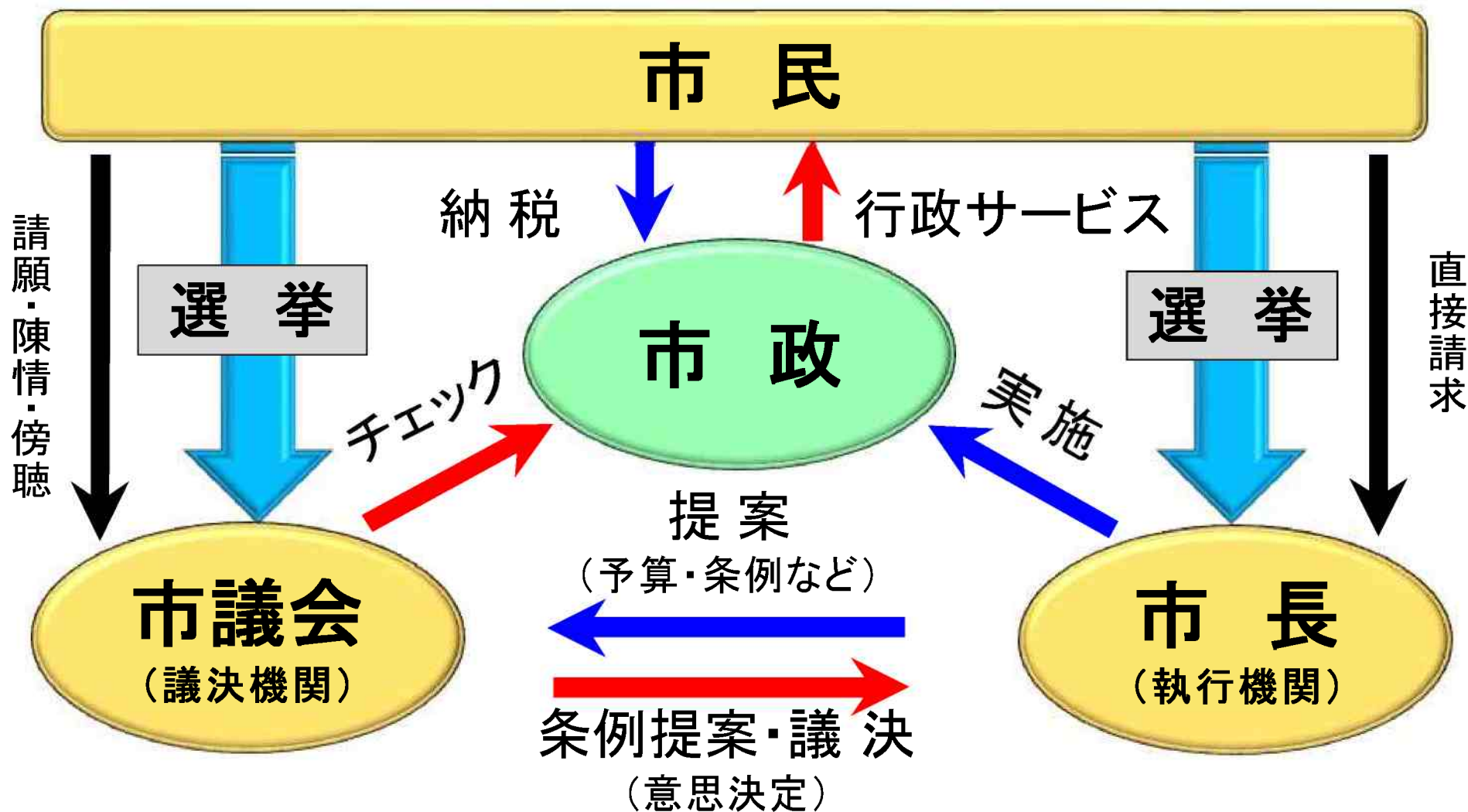


- 平成25年2月定例会 議員定数2減の18人を議決
- 平成25年5月 特別委員会の報告会・意見交換会(4町各1か所)



- 平成25年9月定例会 「議会基本条例」**可決**
- 平成25年11月 新・議会のスタート
- 平成26年4月1日 「議会基本条例」**施行**

(2) 二元代表制：市長・市民・議会との関係は・・・



(3) 議会基本条例のポイント

(ポイントその1) **議会における最高規範である！**

【最高規範性】 第21条

- ① 基本条例に反する議会の条例，規則などは**制定できない**。
- ② 一般選挙のあと任期開始後、速やかに**基本条例の研修**をする。

(ポイントその2) 議会の活動原則を明らかに！

【議会の活動原則】 第2条

- ① 市民に開かれた議会をめざすこと。
- ② 市民参加の場をつくること。
- ③ 市民からの意見を政策提言の参考にすること。
- ④ 市民にとって適正な市政が行われているかチェックすること。
- ⑤ 市民が傍聴したくなる議会運営を行うこと。

(ポイントその3) **議員の活動原則を明らかに!**

【議員の活動原則】 第3条

- ① 議会では議員同士が自由な意見交換(討議)をすること。
- ② 市政について市民の意見を把握し、**市民全体の代表**として活動すること。
- ③ **一部団体及び地域代表ではなく**、市民全体の福祉向上を目指して活動すること。

(ポイントその4) 市民と議会の関係を明らかに！

【市民参加及び市民との連携】 第5条

- ① 市民に対し説明責任を果たさなければならない。
- ② 全ての会議を原則公開とする。
- ③ 委員会において公聴会制度及び参考人制度を十分に活用する。
- ④ 市民との意見交換の場 を多様に設けること。

議会報告会(第6条)

(ポイントその5) 議会が市民との意見交換の場を設ける!

【議会報告会】第6条

市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報・意見を交換する**議会報告会**を行う。

※実施基準をご参照ください

【回数】年1回以上

【報告内容】

- (1) 議案の審査に関する事項
- (2) 議会の活動に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項



平成25年5月18日
議会改革特別委員会の報告会・意見交換会

(ポイントその6) その他の取り組み

①【文書質問】 (第7条第4号)

市長への
正式な質問



年4回の定例会
一般質問



議会の開会・閉会を問わず議長経由で
文書質問し、答弁を公文書で受け取る。

⇒ ホームページ・議会だより等で公開します。

②【政策討論会】 (第11条)

市政に関する重要な政策及び課題に対して議員間の政策討論会を開催し、意見交換(議論)を行う。

③【出前講座】 (第12条第4項)

市民から要請があった場合は、委員会は審査の経緯・結果について議会報告会に準じて説明会又は懇談会を開催する。

(ポイントその7) 継続的な検討を行う

【継続的な検討】 第22条

議会は基本条例の**目的**が達成しているかを判断し、必要に応じて条例改正を行う。

【目的】 第1条

市民の負託に的確に応え、市民全体の福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

議会改革ランキング

| | 総合得点 (100点満点) | 県内順位 | | | 総合順位 | | | 総合偏差値 | 公開度偏差値 | 住民参加度偏差値 | 運営度偏差値 |
|-------------|------------------|----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-------|--------|----------|--------|
| | | 2014 | 2012 | 2010 | 2014 | 2012 | 2010 | | | | |
| 庄原市 | 50.2 | 1 | 1 | 10 | 25 | 19 | 590 | 70.1 | 64.4 | 75.4 | 63.1 |
| 府中市 | 44.6 | 2 | 6 | 13 | 68 | 216 | 713 | 65.1 | 72.2 | 55.0 | 62.3 |
| 三次市 | 43.4 | 3 | 2 | 6 | 84 | 94 | 328 | 64.0 | 60.6 | 63.9 | 57.2 |
| 福山市 | 35.4 | 4 | 7 | 7 | 217 | 254 | 341 | 56.8 | 43.9 | 56.8 | 55.7 |
| 呉市 | 34.0 | 5 | 3 | 1 | 238 | 137 | 130 | 55.5 | 51.7 | 51.4 | 61.5 |
| 東広島市 | 33.6 | 6 | 14 | 11 | 247 | 699 | 619 | 55.2 | 47.3 | 50.6 | 64.6 |
| 広島市 | 31.6 | 7 | 4 | 2 | 282 | 145 | 161 | 53.4 | 47.8 | 50.6 | 56.4 |
| 廿日市市 | 28.8 | 8 | 10 | 4 | 332 | 458 | 223 | 50.8 | 53.4 | 48.8 | 51.0 |
| 江田島市 | 27.4 | 9 | 13 | 14 | 367 | 601 | 790 | 49.6 | 43.4 | 46.1 | 55.3 |
| 三原市 | 24.6 | 10 | 5 | 8 | 431 | 193 | 354 | 47.1 | 39.0 | 50.6 | 51.4 |
| 尾道市 | 23.2 | 11 | 11 | 5 | 472 | 511 | 246 | 45.8 | 44.5 | 51.0 | 44.3 |
| 安芸高田市 | 23.0 | 12 | 8 | 3 | 477 | 276 | 199 | 45.6 | 43.4 | 48.3 | 47.1 |
| 大竹市 | 19.6 | 13 | 9 | 9 | 586 | 318 | 565 | 42.6 | 41.2 | 45.2 | 44.0 |
| 竹原市 | 16.2 | 14 | 12 | 12 | 695 | 562 | 637 | 39.5 | 41.7 | 10.8 | 40.8 |

日経グローバルのデータをもとに県内14市を抽出して一覧表にしたものです。

2012年 13位 → 2014年 **9位**

**議会基本条例
の制定**

おわりに

議会が変われば、市政も変わります。

市民に開かれた議会

に向けて邁進します！

ご清聴ありがとうございました。